

訪問看護ステーション プラチナ・ヴィラ青葉台

訪問看護(介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団医誠会が開設する訪問看護ステーション プラチナ・ヴィラ青葉台 (以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護事業、介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように支援する。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション プラチナ・ヴィラ青葉台
- (2) 所在地 横浜市青葉区鴨志田町75番1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに次の職員を置く。

- (1) 管理者(看護師又は保健師) 1名 (常勤 兼務)
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上 (内、常勤1名以上)
- (3) 理学療法士・作業療法士 相当数 (必要に応じて雇用する)
- (4) 事務 相当数

2 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師職員等(准看護師は除く。)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書等」という。)、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書(以下「訪問看護報告書等」という。)を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護職員等は、訪問看護等の提供に当たる。
- (3) 理学療法士及び作業療法士は訪問看護等に係るリハビリテーションを実施し、その結果の記録及び報告を行う。
- (4) 事務職員は、ステーションの運営に係る事務及び療養費の請求等の事務を行うものとする。

3 看護師等は、訪問看護の業務に従事するときは、身分証明書を常時携帯し、関係者から請求があ

った場合は、これを提示しなければならない。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)
- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - 3 電話等により、24時間連絡又は、緊急時訪問可能な体制とする。

(訪問看護等の提供方法)

第6条 看護師等は、訪問看護等を提供するにあたっては、医師が交付した訪問看護等の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護等を実施する。

- 2 利用希望者または家族から直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- 3 利用希望者に主治医がいない場合は、適切な主治医を紹介する。
- 4 介護保険法の訪問看護等の提供に際しては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連携を図る。

(訪問看護等の内容)

第7条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害等の観察、異常の早期発見、助言
- (2) 入浴介助、清拭及び洗髪等による清潔の保持
- (3) 褥瘡の予防、処置
- (4) カテーテル等の管理(経管栄養、胃瘻管理、膀胱留置カテーテル管理等)
- (5) リハビリテーション
- (6) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (7) ターミナルケア
- (8) 家族その他の介護者に対し療養生活や介護法の指導
- (9) 認知症患者に対する看護
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時の対応)

第8条 看護師等は、訪問看護等を実施中に利用者の状態に急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し主治医の指示に基づき必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

- 2 看護師等は、前項の処置を講じた場合は、管理者及び主治医に報告する。
- 3 賠償責任保険に加入しなければならない。

- 4 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(利用料等)

第9条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

- 2 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。

(1) 死後の処置 12,000円

(2) 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。

なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道1km毎に100円。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、横浜市青葉区・横浜市緑区の一部(長津田)・川崎市麻生区の一部(早野、虹ヶ丘、王禅寺東、下麻生)・東京都町田市の一部(鶴間、小川、つくし野、南つくし野、金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、成瀬、高ヶ坂、成瀬台、西成瀬、南大谷)とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは、看護師の資質向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、訪問看護事業の運営に関し重要な事項は、医療法人社団医誠会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

平成19年3月 1日改定

平成22年2月15日改定

平成26年2月15日改定

平成28年4月 1日改定

平成29年2月15日改定

平成30年2月 1日改定

平成30年4月 1日改定

2021年10月 1日改定

2024年 4月 8日改定